

欧州連合及びカナダ、包括的経済貿易協定のテキストを公開

2014年10月2日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は9月26日、欧州連合（EU）及びカナダの間の包括的経済貿易協定（CETA）の交渉が終了した旨の両国（地域）首脳をの声明を公表し、合意されたテキストを公開した。

本声明は、同日オタワで開催された EU カナダ首脳会談にあわせて発表された。欧州委員会のウェブサイト及び公表されたテキストによれば、知的財産分野については「第22章 知的財産」に諸規定が起草されているところ、とりわけ、医薬品に関する特許権の存続期間の延長制度を設けること（第9.2条）、リストに掲載された相手国（地域）の地理的表示（GI）（現時点で172のEU原産の食品・ビールを掲載）を保護すること（第7条）が義務付けられる。

一方、カナダ政府もテキストとともに概要をウェブサイトに掲載した。これによれば、医薬品承認に関するデータ保護期間については、カナダの現行制度が維持できることになった（第10条）。また、医薬品に関する特許権の存続期間の延長期間は、両国（地域）がそれぞれ2年から5年の間で定める期間を超えないこととされ、また、輸出のための製造販売等については例外とすることができる（第9.2条）。さらに、GIの保護については様々な例外規定が設けられた（第7条）。

欧州委員会のウェブサイトによれば、本テキストはEUの全公式言語への翻訳がなされた後、EU理事会及び欧州議会での承認手続きへと進む予定である。

— EU-カナダ包括的経済貿易協定（CETA）に関する両国（地域）首脳をの声明は、以下参照 —

[Canada-EU Summit - A new era in Canada-EU relations: Declaration by the Prime Minister of Canada and the Presidents of the European Council and the European Commission](#)

— EU-カナダ包括的経済貿易協定（CETA）に関する欧州委員会のウェブサイトは、以下参照 —

[EU-Canada Comprehensive Trade and Economic Agreement \(CETA\)](#)

— EU-カナダ包括的経済貿易協定（CETA）のテキストは、以下参照 —

[Consolidated CETA Text \(PDF\)](#)

— EU-カナダ包括的経済貿易協定（CETA）の概要に関するカナダ政府のウェブサイトは、以下参照 —

Canada-European Union: Comprehensive Trade and Economic Agreement (CETA) - Technical
Summary of the Final Negotiated Outcomes

(以上)